

枚方市水道事業給水条例施行規程

(善良なる管理者の漏水による使用水量の減量)

第 18 条 管理者は、条例第 21 条第 1 項の規定による善良なる管理者の注意をもってしても漏水が生じた場合における使用水量の減量(以下「使用水量の減量」という。)を行うときは、当該漏水に係る使用水量について平均使用水量との差に 3 分の 2 を乗じて得た水量を減量することがある。この場合において、管理者は、当該減量を行った後の水量が平均使用水量の 3 倍を超えるときは、平均使用水量に 3 を乗じて得た水量を減量後の水量とする。

2 条例第 24 条第 1 項第 2 号又は第 3 号に掲げる用途における平均使用水量が基本水量(それぞれの用途に応じ、それぞれ同項第 2 号の表基本料金の項又は第 3 号の表基本料金の項に規定する水量の上限をいう。)未満である場合において、前項の規定に基づく使用水量の減量を行うときは、当該基本水量を平均使用水量とみなす。

3 前 2 項の規定にかかわらず、管理者は、使用水量の減量について、それらの規定により難しいと認めるときは、当該漏水箇所の修繕が完了した後の使用水量を基準として求められた使用水量により使用水量の減量を行うものとする。

4 使用水量の減量の対象は、漏水したと認められる 1 月分(2 月以上一括してメーターの点検を行っている場合にあつては、当該 2 月以上一括した月分)の使用水量とする。

5 使用水量の減量は、水道使用者等による当該漏水箇所の修繕が完了したことを確認した後に行うものとする。

6 前項の修繕の完了の確認は、給水装置修繕証明書により行う。ただし、管理者は、給水装置修繕証明書を提出できない理由があると認めるときは、給水装置修繕証明書を徴しないで当該確認を行う。

7 使用水量の減量の申込みは、水道使用者等が当該漏水箇所の修繕を完了した日から 1 年を経過する日までに行わなければならない。

(平 15 水道規程 1・全改、平 24 上下水道規程 6・平 25 上下水道規程 9・令 2 上下水道規程 9・一部改正)